

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和8年2月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和8年3月27日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和8年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和7年度大阪府一般会計補正予算（第7号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和7年度大阪府一般会計補正予算（第8号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立高等学校施設整備事業）
- 2 工事請負契約締結の件（大阪府立支援学校施設整備事業）
- 3 大阪府立高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金に関する債権放棄の件
- 4 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

○条例案

- 1 大阪府高等学校等教育改革促進基金条例制定の件
- 2 大阪府附属機関条例等一部改正の件
- 3 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件
- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件
- 6 大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例一部改正の件

- 7 大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例一部改正の件
- 8 府費負担教職員定数条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

一 ～ 五 (略)

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。

七 (略)

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

令和8年度 教育庁予算の主な事業

一般会計	令和8年度当初予算額	6,805億3,497万4千円
	令和7年度当初予算額	6,090億7,225万6千円
	令和7年度最終予算額	6,058億7,418万7千円
	前年比 R8当初/R7当初	111.7%

第2次教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	(参考) 2月16日報告内容 予算額(千円)
【基本方針1】 確かな学力の定着と 学びの深化	① 小学生新学力テスト事業費	313,606	313,606
	② 中学生学びチャレンジ事業費	382,822	382,822
	③ 市町村立学校スマートスクール推進事業費	6,934	6,934
	④ 府立学校スマートスクール推進事業費	拡充 4,072,349	4,072,349
	⑤ GIGAスクール構想加速化基金事業費	3,955,348	3,955,348
	⑥ おおさかグローバル人材育成事業費(教育振興事業) (生成AI活用事業など)	拡充 370,900	370,900
	⑦ 英語教育推進事業費 (姉妹校交流支援、高校生大使派遣プロジェクトなど)	拡充 741,076	741,076
	⑧ グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	26,244	26,244
	⑨ 府立高等学校再編整備事業費 (商業系・農業高校、学びの多様化学校など)	拡充 1,333,712	1,333,712
	⑩ 工業系高等学校新校整備事業費	2,241,204	2,241,204
	⑪ 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	50,659	50,659
	⑫ 障がいのある生徒の高校生活支援事業費	140,469	140,469
	⑬ 日本語指導推進事業費(小中学校)	拡充 81,142	81,142
	⑭ 日本語教育学校支援事業費 (日本語指導拠点校整備など)	拡充 130,291	130,291
	⑮ 府立図書館運営費	1,225,592	811,598
	⑯ 府立学校入学者選抜等デジタル化推進事業費	拡充 106,288	106,288
	⑰ 不登校等対策支援事業費	拡充 254,705	254,705
【基本方針2】 豊かな心と 健やかな体の育成	① いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費	15,171	15,171
	② 課題を抱える生徒フォローアップ事業費	拡充 69,003	69,003
	③ ヤングケアラー支援体制強化事業費	74,788	74,788
	④ スクールカウンセラー配置事業費	拡充 1,069,106	1,069,106
	⑤ スクールソーシャルワーカー配置事業費	76,243	76,243
	⑥ 教育総合相談事業費	32,318	32,318
	⑦ SNS活用相談体制整備事業費	30,772	30,772
	⑧ 文化財保護管理費	拡充 173,710	173,710
	⑨ 学校給食実施費	拡充 24,461,480	25,012,563
	⑩ 地域クラブ活動体制整備等事業費	拡充 349,024	349,024
【基本方針3】 将来をみすえた自主性 ・自立性の育成	① 教育庁ハートフルオフィス推進事業費	63,656	63,656
	② 部活動指導員等配置事業費	拡充 164,495	164,495
【基本方針4】 多様な主体との協働	① 教育コミュニティづくり推進事業費	58,084	58,084
	② 広報強化推進事業費	拡充 446,209	446,209
	③ 府立学校産学官共創教育モデル事業費	新規 198,000	198,000
	※【基本方針2】の②～⑤の事業も【基本方針4】に該当(再掲)	1,289,140	1,289,140

第2次教育振興 基本計画項目	主な事業		予算額(千円)	(参考) 2月16日報告内容 予算額(千円)
【基本方針5】 力と熱意を備えた教員 と学校組織づくり	① 教員確保事業費	新規	22,449	22,449
	② 教職員資質向上方策推進事業費		60,150	60,150
	③ 学校経営推進事業費	拡充	63,386	63,386
	④ 校長マネジメント推進事業費		206,534	206,534
	⑤ 府立学校教育ICT化推進事業費		1,379,062	1,379,062
	⑥ 府立学校働き方改革推進事業費		17,888	17,888
	⑦ 災害時学校支援体制構築事業費	新規	1,237	1,237
	※【基本方針2】の⑩、【基本方針3】の②の事業も【基本方針5】に該当(再掲)			513,519
【基本方針6】 学びを支える環境整備	① 就学支援金関連事業費	拡充	69,186,505	69,186,505
	② 知的障がい支援学校新校整備事業費		3,528,158	3,528,158
	③ 市町村医療的ケア実施体制サポート事業費		63,034	63,034
	④ 医療的ケア通学支援事業費		971,649	971,649
	⑤ 府立学校老朽化対策費 (内装リニューアル、旭・東住吉改築基本構想策定など)	拡充	3,160,710	3,160,710
	⑥ 府立学校施設・設備改修費		700,329	700,329
	⑦ 府立学校施設設備緊急改修事業費		1,142,993	1,142,993
	⑧ 府立学校施設長寿命化整備事業費		8,651,133	8,651,133
	⑨ 高等学校教育環境改善事業費		967,127	967,127
	⑩ スクールサポートスタッフ配置事業費		149,853	149,853
	⑪ 大阪府育英会助成費		573,407	573,407
	⑫ 学習環境改善事業費(府立学校トイレ改修)		1,668,374	1,668,374
	⑬ 大阪教育ゆめ基金積立金		113,880	113,880
	⑭ AI電話対応システム事業費	新規	10,463	10,463
私立学校に関する事 業であるため協議の 対象外 【基本方針7】 私立学校の振興	① 私立高等学校等振興助成費	拡充	43,296,013	42,057,232
	② 私立高等学校等生徒授業料支援補助金	拡充	13,791,579	13,791,579
	③ 私立幼稚園振興助成費		5,056,027	4,958,117
	④ 施設型給付費等負担金		16,385,973	16,385,973
	⑤ 子育て支援施設等利用給付費負担金		1,383,123	1,383,123
	⑥ 私立専門学校授業料等減免事業費		7,837,325	7,837,325

教育庁 令和7年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第7号補正予算額	32億8,193万5千円
	※第8号補正予算額	▲166億1,532万9千円
	補正前予算額	6,192億758万1千円
	補正後予算額	6,058億7,418万7千円

※第8号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第7号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>【国経済対策】 G I G A スクールの 構想加速化基金事業費</p>	<p>30億4,591万7千円 0 30億4,591万7千円</p>	<p>令和2～3年度に整備した「1人1台端末」について、G I G A スクール構想第2期を念頭に、令和6年度から5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末故障時のための予備機の整備を進めるために、必要な経費の積み立てを行う。 ○対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、支援学校（小学部・中学部） ※入出力支援装置のみ 公立の高等学校、支援学校（高等部）</p>
<p>【国経済対策】 高等学校等教育改革 促進基金積立金</p>	<p>6,000万円 0 6,000万円</p>	<p>国から令和7年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った、高等学校における産業イノベーション人材の育成など、緊要性のある取組みを実施するために必要な経費を積み立てる。</p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立高等学校施設整備事業)	大阪府立新工業系高等学校(仮称)改築機械設備工事(その2)請負契約 契約金額 15億2,900万円 請負者 川崎設備工業株式会社
2	工事請負契約締結の件 (大阪府立支援学校施設整備事業)	(1) 大阪府立大阪市北東部地域支援学校(仮称)改修その他工事請負契約 契約金額 21億9,450万円 請負者 株式会社浅沼組
		(2) 大阪府立大阪市北東部地域支援学校(仮称)改修その他電気設備工事(その2)請負契約 契約金額 5億8,602万600円 請負者 鶴田電設株式会社
3	大阪府立長野高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金に関する債権放棄の件	大阪府立長野高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 件数 1件 金額 回収不能となった51万293円及び当該負担金に係る遅延損害金
4	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	(1) 大阪府立臨海スポーツセンター 指定期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 指定する団体 南海ビルサービス株式会社
		(2) 大阪府立中央図書館 指定期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで 指定する団体 長谷工・大阪共立・TRCグループ

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府高等学校等教育改革促進基金条例制定の件	<p>公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、高等学校等教育改革促進基金の設置、積立て、管理等について定める。</p> <p>施行日：公布の日</p>
2	大阪府附属機関条例等一部改正の件	<p>委員の本業及び主要都道府県等の報酬の水準等を踏まえ、附属機関の委員の報酬の上限額を改定する。</p> <p>〔改正前〕 日額 9,800円 〔改正後〕 日額 18,000円 等</p> <p>施行日：令和8年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府スポーツ推進審議会条例 ・大阪府社会教育委員条例 ・大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・大阪府文化財保護審議会条例 ・大阪府立図書館協議会条例
3	職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	<p>1 地方自治法の改正に伴い、給料等の額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会で定める額を下回る職員に対して、その差額を月額に換算した額を支給するための第二種初任給調整手当を新設する。</p> <p>2 令和7年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の用具を使用する職員についての通勤手当を、66,400円を超えない範囲内で使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする。 ・駐車場等を利用する職員についての通勤手当を新設する。 <p>施行日：令和8年4月1日</p>

4	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げが行われることに伴い、週休日等に行う部活動等における指導に係る教員特殊業務手当について、額の引上げ等を行う。</p> <p>〔改正前〕 4時間以上 3,600円 〔改正後〕 3時間以上 3,900円 等</p> <p>施行日：規則で定める日</p>
5	大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>地域限定保育士試験の実施に関する試験実施方法書について内閣総理大臣より認定を受けたことに伴い、指定障害児通所支援事業所等に置く保育士に地域限定保育士を含むこととする。</p> <p>施行日：公布の日</p>
6	大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例一部改正の件	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の経過措置期間が終了することにより、障害者雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられることに伴い、障害者多数雇用中小法人が事業税の額の控除を受けようとする場合に満たすべき要件を変更する。</p> <p>〔改正前〕 平均雇用労働者数が40人未満のもの 平均雇用障害者数 2人を超えるもの 〔改正後〕 平均雇用労働者数が37.5人未満のもの 平均雇用障害者数 2人を超えるもの 等</p> <p>施行日：令和8年7月1日</p>

7	大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校〔改正前〕 9,251人 〔改正後〕 9,071人 ・特別支援学校〔改正前〕 5,530人 〔改正後〕 5,697人 <p style="text-align: center;">施行日：令和8年4月1日</p> <p>2 府立高等学校再編整備計画に基づき、学びの多様化学校として大阪府教育センター附属高等学校窓明分校を設置する。</p> <p>3 大阪府立門真西高等学校及び大阪府立懐風館高等学校を廃止する。</p> <p>4 大阪府教育センターの事業として、大阪府教育センター附属高等学校窓明分校との関係及び協力に関することを追加する。</p> <p style="text-align: center;">施行日：規則で定める日</p>
8	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校〔改正前〕 18,368人 〔改正後〕 18,707人 ・中学校〔改正前〕 10,185人 〔改正後〕 10,467人 <p style="text-align: center;">施行日：令和8年4月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進に係る事業に要する資金を積み立てるため、大阪府高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならぬ。

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の管理に要する経費に充てる場合のほか、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、一万七百元を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。ただし、前項の報酬の額の合計額並びに第一項及び前項の報酬の額の合計額は、一日につき五万五千円を超えることができない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、第一項の報酬の額を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>

(大阪府防災会議条例の一部改正)

第二条 大阪府防災会議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府国民保護協議会条例の一部改正)

第三条 大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第四条 大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年大阪府条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第五条 本部長及び専門員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万四千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 本部長及び専門員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府公益認定等委員会条例の一部改正)

第五条 大阪府公益認定等委員会条例(平成十九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府行政不服審査会条例の一部改正)

第六条 大阪府行政不服審査会条例(平成二十八年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第八条 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千</p>	<p>(報酬) 第八条 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百</p>

2・3 (略)	円とする。
2・3 (略)	円とする。

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第七条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。		(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。	
2 (略)		2 (略)	

(大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第八条 大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき <u>一万五千二百円</u> を超えない範囲内において知事が定める額とする。		(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき <u>八千三百円</u> を超えない範囲内において知事が定める額とする。	

(大阪府固定資産評価審議会条例の一部改正)

第九条 大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。		(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。	
2・3 (略)		2・3 (略)	

(大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第十条 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年大阪府条例第二号)

の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額二万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府個人情報保護審議会条例の一部改正)
 第十一条 大阪府個人情報保護審議会条例(令和四年大阪府条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2 (略)</p>	<p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2 (略)</p>

(大阪府社会福祉審議会条例の一部改正)
 第十二条 大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四条 審議会の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2 (略)</p>	<p>(報酬) 第四条 審議会の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2 (略) 3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。 4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。 5 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	

(大阪府障害者施策推進協議会条例の一部改正)
 第十三条 大阪府障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年大阪府条例第三号)

の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)
 第十四条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第十五条 大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成十一年大阪府条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員等の報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額一万八千円とし、専門調査員の場合にあつては日額一万千四百円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(委員等の報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額九千八百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千二百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府子ども家庭審議会条例の一部改正)
 第十六条 大阪府子ども家庭審議会条例(令和五年大阪府条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、一万七百元とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。ただし、前項の報酬の額の合計額並びに第一項及び前項の報酬の額の合計額は、一日につき五万五千円を超えることができない。</p> <p>5 (略)</p>
改正前	<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>

(大阪府感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)
 第十七条 大阪府感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府精神保健福祉審議会条例の一部改正)
 第十八条 大阪府精神保健福祉審議会条例(昭和四十年大阪府条例第四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府国民健康保険運営協議会条例の一部改正)
 第十九条 大阪府国民健康保険運営協議会条例(平成二十八年大阪府条例第八十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)

(大阪府生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

第二十条 大阪府生活衛生適正化審議会条例（平成十二年大阪府条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)

(大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第二十一条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第二条 調停員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第二条 調停員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)

(大阪府環境審議会条例の一部改正)

第二十二條 大阪府環境審議会条例（平成六年大阪府条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬)	(報酬)

<p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一萬八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一萬千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部改正)

第二十三条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(報酬) 第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一萬八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一萬千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府水防協議会条例の一部改正)

第二十四条 大阪府水防協議会条例(平成十二年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額一萬八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一萬五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府交通安全対策会議条例の一部改正)

第二十五条 大阪府交通安全対策会議条例(昭和四十五年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額一萬八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一萬五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府土地利用審査会条例の一部改正)
 第二十六条 大阪府土地利用審査会条例(昭和四十九年大阪府条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府事業認定審議会条例の一部改正)
 第二十七条 大阪府事業認定審議会条例(平成十四年大阪府条例第七十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府建築審査会条例の一部改正)
 第二十八条 大阪府建築審査会条例(昭和二十五年大阪府条例第八十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬及び費用弁償) 第六条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・6 (略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・6 (略)</p>

(大阪府開発審査会条例の一部改正)
 第二十九条 大阪府開発審査会条例(昭和四十四年大阪府条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府都市計画審議会条例の一部改正)
第三十条 大阪府都市計画審議会条例(昭和四十四年大阪府条例第三十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後 (報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前 (報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>
---	---

(大阪府国土利用計画審議会条例の一部改正)
第三十一条 大阪府国土利用計画審議会条例(昭和四十九年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後 (報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前 (報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>
---	---

(大阪府地方港湾審議会条例の一部改正)
第三十二条 大阪府地方港湾審議会条例(昭和四十九年大阪府条例第十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後 (報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万千四百円とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前 (報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。 2・3 (略)</p>
---	--

(大阪府スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第三十三条 大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第八条 委員等の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第八条 委員等の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府社会教育委員条例の一部改正)

第三十四条 大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三十五条 大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>一万八千円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>九千八百円</u>とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府文化財保護審議会条例の一部改正)

第三十六条 大阪府文化財保護審議会条例（昭和三十五年大阪府条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
---	---

(大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第三十七条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十五年大阪府条例第十七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府立図書館協議会条例の一部改正)
第三十八条 大阪府立図書館協議会条例(昭和二十七年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府警察署協議会条例の一部改正)
第三十九条 大阪府警察署協議会条例(平成十三年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に

関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)</p> <p>三―二十三 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第十二条 第一種初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて支給する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前二項の規定により第一種初任給調整手当を支給する職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第十二条の二 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項及び第五項から第十一項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会</p>	<p>(手当) 第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 初任給調整手当</p> <p>三―二十三 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第十二条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて支給する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前二項の規定により初任給調整手当を支給する職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

規則で定めるものを減じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(以下「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(以下「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2| 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3| 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4| 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(通勤手当) 第十四条 (略)

一 (略)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 (略)

一 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 六万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額(第十四条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員)一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その

(通勤手当) 第十四条 (略)

一 (略)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 (略)

一 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(第十四条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員)一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割

額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額

合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額

- 5| 3
4 (略)
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額

- 3
4 (略)
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額

- 5| 3
4 (略)
- 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超え

- イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道五キロメートル未満である職員 一、二千円
- ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円
- ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千三百円
- ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万四百円
- ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千五百円
- ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千六百元
- ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千七百元
- チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万二千八百円
- リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万五千九百元
- ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万九千九百元
- ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万二千三百円
- ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万五千五百円
- ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万八千七百元

<p>ない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前 三項の規定による額</p> <p>6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額、特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が十五万円を超える職員の場合を除く。第二項から前項までの規定にかかわらず、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>5 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が十五万円を超える職員の場合を除く。第二項の規定にかかわらず、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 7 (略)</p>
---	--

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(第二種初任給調整手当)</p> <p>第五条 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に支給される勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して任命権者が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>第六条・第七条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第五条・第六条 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める</p>

もの

(通勤手当)

第九条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員(任命権者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)に對して支給する。

第十条―第二十四条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第二十五条 第六条及び第十九条の規定は、地方

公務員法第二十二條の四第一項の規定により

採用された職員には、適用しない。

2 第六条、第八条、第十条及び第十九条の規定

は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

もの

(通勤手当)

第八条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員(任命権者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)に對して支給する。

第九条―第二十三条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第二十四条 第五条及び第十八条の規定は、地方

公務員法第二十二條の四第一項の規定により

採用された職員には、適用しない。

2 第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定

は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(委任)

2 この条例(第二条及び次項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第六条及び第八条の規定は、技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条及び第七条の規定は、技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である特定任期付職員には、適用しない。</p>

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
業務 (略)	区分 (略)	手当の額 (略)	業務 (略)	区分 (略)	手当の額 (略)
前項第四号に掲げる業務	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き三時間以上であるとき。</p> <p>二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き三時間以上であるとき。</p>	三、九〇〇円	前項第四号に掲げる業務	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。</p> <p>二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。</p>	三、六〇〇円
前項第四号に掲げる業務	<p>三 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き二時間以上三時間未満であるとき。</p> <p>四 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き二時間以上三時間未満であるとき。</p>	一、六〇〇円	前項第四号に掲げる業務	<p>三 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き二時間以上四時間未満であるとき。</p> <p>四 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き二時間以上四時間未満であるとき。</p>	一、八〇〇円

(略)	(略)	(略)
(併給禁止)		
<p>第二十一条 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員のうち、給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員については、防疫等作業手当(第九条第一項第一号イからハまで及び第五号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)は支給しない。</p>		
2 ― 5	(略)	
(併給禁止)		
<p>第二十一条 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員のうち、給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員については、防疫等作業手当(第九条第一項第五号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)は支給しない。</p>		
2 ― 5	(略)	

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当) 第六条 (略)</p> <p>一 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十四条の二第一項から第四項までに規定する警報がされている状況下(これに相当するものとして人事委員会規則で定める場合を含む。)において、土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、第三条第一項第四号イからニまでに掲げる箇所又は次に掲げる箇所において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。</p> <p>二―五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(災害応急作業等手当) 第六条 (略)</p> <p>一 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十四条の二第一項又は第二項に規定する警報がされている状況下(これに相当するものとして人事委員会規則で定める場合を含む。)において、土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、第三条第一項第四号イからニまでに掲げる箇所又は次に掲げる箇所において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。</p> <p>二―五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第六条 (略)</p> <p>一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十一条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2―9 (略)</p>	<p>(従業者の員数) 第六条 (略)</p> <p>一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2―9 (略)</p>

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(従業者の員数) 第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>三 児童指導員及び保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 次に掲げる員数</p> <p>イーハ (略)</p> <p>四一六 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>三 児童指導員及び保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 次に掲げる員数</p> <p>イーハ (略)</p> <p>四一六 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>
---	--

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成十八年大阪府条例第八十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前	
<p>3 2 (職員) 第三十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十二条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>3 2 (職員) 第三十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>備考 (略)</p>

<p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第十八条の二十八第一項の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 4 7 （略）</p>	<p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 4 7 （略）</p>
--	--

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第四条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第三百号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>（十人以上の乳幼児を入所させる乳幼児院の職員） 第二十八条 （略）</p> <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳幼児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳幼児院にあっては乳幼児の数がおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4 6 （略）</p>	<p>改正前</p> <p>（十人以上の乳幼児を入所させる乳幼児院の職員） 第二十八条 （略）</p> <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳幼児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳幼児院にあっては乳幼児の数がおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4 6 （略）</p>
--	---

（大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第五条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第十九条 (職員) (略)	第十九条 (職員) (略)	第十九条 (職員) (略)	第十九条 (職員) (略)
一―三 (略)	一―三 (略)	一―三 (略)	一―三 (略)
四 保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)	四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)	四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)	四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)
五―九 (略)	五―九 (略)	五―九 (略)	五―九 (略)
2―4 (略)	2―4 (略)	2―4 (略)	2―4 (略)

(大阪府福祉行政事務手数料条例の一部改正)
 第六条 大阪府福祉行政事務手数料条例(平成十二年大阪府条例第七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(納入義務者及び金額)			
第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この条において「令」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和七年政令第三百三十七号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「規則」という。))に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手料を納付しなければならない。			
項	区分	金額	金額
一	法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者	(略)	児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者
二	法第十八条の十八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)	児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録を受けようとする者
(納入義務者及び金額)			
第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この条において「令」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和七年政令第三百三十七号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手料を納付しなければならない。			
項	区分	金額	金額
一	児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者	(略)	児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者
二	児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)	児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録を受けようとする者

三	法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士試験を受けようとする者	七〇〇 一、二
四	法第十八条の二十八第二項の地域限定保育士登録を受けようとする者	四〇二
五	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けようとする者	(略)
六	令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
七	令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
八	令第二十條の六において読み替えて準用する令第十七條第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	一、六 〇〇
九	令第二十條の六において読み替えて準用する令第十八條第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	一、一 〇〇
十	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
十一	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
十二	規則第六条の十一の二の規定による保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	(略)
十三	規則第六条の五十四において読み替えて準用する規則第六条の十一の二の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	二、四 〇〇

2 法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせること

三	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録を受けようとする者	(略)
四	児童福祉法施行令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
五	児童福祉法施行令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
六	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
七	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する児童福祉法施行令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
八	児童福祉法施行規則第六条の十一の二の規定による保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	(略)

2 児童福祉法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行

とした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は十二の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3| 法第十八条の三十二第一項の規定により知事が地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定地域試験機関」という。）が行う地域限定保育士試験を受けようとする者又は地域限定保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、第一項の表三の項又は十三の項に定める金額の手数料を当該指定地域試験機関に納付しなければならない。

4| 前二項の規定により指定試験機関又は指定地域試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関又は指定地域試験機関の収入とする。

わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は八の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3| 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例（平成二十二年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																							
<p>（定義） 第二条（略） 一・二（略） 三（略） イ 一の事業年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する労働者の数の合計数を当該事業年度の月数で除して得た数（以下「平均雇用労働者数」という。）が三十七・五人未満の法人 二人 ロ 平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満の法人 三人 ハ 平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上の法人 四人</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一・二（略） 三（略） イ 一の事業年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する労働者の数の合計数を当該事業年度の月数で除して得た数（以下「平均雇用労働者数」という。）が四十人未満の法人 二人 ロ 平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満の法人 三人 ハ 平均雇用労働者数が八十人以上百人以上の法人 四人</p>	<p>（障害者多数雇用中小法人に係る不均一課税） 第九条（略） 2（略） 3（略）</p>	<p>（障害者多数雇用中小法人に係る不均一課税） 第九条（略） 2（略） 3（略）</p>																						
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">4・5 （略）</td> <td style="text-align: center;">障害者多数雇用中小法人の区分</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が三十七・五人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額	平均雇用労働者数が三十七・五人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上のもの	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">4・5 （略）</td> <td style="text-align: center;">障害者多数雇用中小法人の区分</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が四十人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が八十人以上百人以上のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額	平均雇用労働者数が四十人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が八十人以上百人以上のもの	（略）	（略）
4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額																							
平均雇用労働者数が三十七・五人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上のもの	（略）	（略）																							
4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額																							
平均雇用労働者数が四十人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が八十人以上百人以上のもの	（略）	（略）																							

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。
- （経過措置）

- 2 改正後の大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税

率等の特例に関する条例第九条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例の一部を改正する条例

(大阪府立学校条例の一部改正)

第一条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十二條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高等学校 九、〇七一人</p> <p>三 特別支援学校 五、六九七人</p>	<p>第二十二條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高等学校 九、二五一人</p> <p>三 特別支援学校 五、五三〇人</p>

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校窓明分校</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大阪府教育センター附属高等学校及び大阪府教育センター附属高等学校窓明分校は、大阪府教育センターとの連係及び協力の下に教育活動を行うものとする。</p>	名称	位置	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	大阪府教育センター附 属高等学校窓明分校	同	(略)	(略)	<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大阪府教育センター附属高等学校は、大阪府教育センターとの連係及び協力の下に教育活動を行うものとする。</p>	名称	位置	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	(略)	(略)
名称	位置																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附 属高等学校窓明分校	同																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
(略)	(略)																		

第三条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立守口東高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大阪府立守口東高等学 校	(略)	(略)	(略)	<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立守口東高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立門真西高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>門真市柳田町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大阪府立守口東高等学 校	(略)	大阪府立門真西高等学 校	(略)	門真市柳田町	
名称	位置														
大阪府立守口東高等学 校	(略)														
(略)	(略)														
名称	位置														
大阪府立守口東高等学 校	(略)														
大阪府立門真西高等学 校	(略)														
門真市柳田町															

備考 (略)	(略)	(略)
	大阪府立金剛高等学校	(略)

備考 (略)	(略)	(略)
	大阪府立金剛高等学校 大阪府立懐風館高等学校	羽曳野市大黒

(大阪府教育センター条例の一部改正)

第四条 大阪府教育センター条例（昭和三十七年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(事業) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 大阪府教育センター附属高等学校及び大阪府教育センター附属高等学校窓明分校との連係及び協力に関すること。 六 (略)		(事業) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 大阪府教育センター附属高等学校との連係及び協力に関すること。 六 (略)

附 則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条から第四条までの規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（府費負担教職員の定数） 第二条（略）</p> <ul style="list-style-type: none">一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 一八、七〇七人二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 一〇、四六七人三（略）	<p>（府費負担教職員の定数） 第二条（略）</p> <ul style="list-style-type: none">一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 一八、三六八人二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 一〇、一八五人三（略）

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。